

管理コード	省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目録)	概要要求額 (単位:千円)	その他	政府予算案への反映状況			要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他 (特記事項)	制度の所管・関係 省庁
										予算の名称 (項)(目)(目録)	予算額 (単位:千円)	その他関連事項								
0910010	厚生労働省	放課後子どもプラン推進事業の活用強化 (放課後子どもプラン推進事業の一体的活用に伴う放課後児童健全育成事業補助金の交付要件の緩和)		〇放課後児童健全育成事業については、過疎地等の児童数が少ない地域における事業の実施を図るため、平成13年度に国庫補助の人数要件を緩和し「10人以上」から「10人以上」に変更を行ったところである。当該基準は事業の効率性及び安定性の観点から設けられているところであり、さらなる補助要件の緩和は望んでいない。 〇放課後子どもプランは、すべての子どもを対象に様々な学び・体験等を提供する放課後子ども教室推進事業と、共働き家庭など留守家庭の児童に対して生活の場を増やす放課後児童健全育成事業とを、地域の実情に合わせて一体的あるいは連携して実施すること、当該等における子どもや子育て家庭の多様なニーズに適切に対応するものである。このため、事業の実施に当たっては、両事業の目的・趣旨に合った取組を行うこととし、放課後児童健全育成事業については、生活の場としての専用スペース等の確保を必要としている。	(提案事項 類) C D	〇放課後児童健全育成事業については、留守家庭の児童の生活の場としての機能を確保する必要があるため、同じ建物内で放課後児童クラブと放課後子ども教室を併せて実施する場合は、専用スペース又は専用機能を設ける必要があるとしている。また、クラブを運営するにあたってのさまざまな事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」においても、専用部屋又は専用スペースを設けるよう明記しているところ。	〇放課後子ども教室推進事業 (項) 主進学習支援費 (目) 放課後子ども教室推進事業費補助金 円 6,909,915千	〇放課後子ども教室推進事業 (項) 放課後子ども教室推進事業費補助金 円 27,850,407千		〇放課後子ども教室推進事業 (項) 放課後子ども教室推進事業のための調査研究等 (目) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 円 14,200,815千(内訳の内数)	〇放課後児童健全育成事業 (項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 円 23,492,675千円	放課後子どもプラン推進事業の運用強化 (放課後子どもプラン推進事業の一体的活用に伴う放課後児童健全育成事業補助金の交付要件の緩和)	・放課後児童健全育成事業補助金の交付要件(最小人数・日数等)を緩和する【簡易型児童クラブの設置】 ・放課後子ども教室において、放課後児童クラブと同様の事業を並年・わたり実施する場合は、放課後子ども教室の補助金に加えて放課後児童健全育成事業に準ずる額を加算するあたりの補助金の利用が可能となる。 ・また、放課後子どもプラン推進事業の一体的な活用を図り、同一建物内で、放課後子ども教室と放課後児童クラブを行う場合でも、機能が確保できる場合は、間仕切り等を不要化する。	山間部や島嶼部にある児童数の比較的小さい小学校においては、放課後児童の数は少ないとはいえず、ニーズは存在しており、児童クラブ開設の要望もある。しかしながら、対象児童数が少ないことから開設にいたっていない場合もある。また、一方で児童クラブはあるものの、利用児童の増加により大規模化し限定的・潜在的な待機児童が存在している小学校も少なくはない。そこで、このように開閉と閉校の状況にある小学校で、過年の開設を前提としかつ、現行の児童クラブが求める保育水準には物入的に見えないもの、放課後児童の登降時による安全確保が困難な小学校において、放課後児童健全育成事業の活用を可能とする【簡易型児童クラブの設置】。このように簡易的な形態であるが、保護者の負担を軽減する観点からメニューを実施することにより、現状では児童クラブが開設されていない小学校においても、新たな継続的な放課後の居場所が確保できることとなる。また、ニーズの多い小学校においても、放課後の安全な居場所が必要である。さらに、同一建物内で、放課後子ども教室と放課後児童クラブを行う場合でも、機能が確保できる場合は、間仕切り等を不要化することすれば、新たな施設の新築や、備品の確保を行う必要性が低いことから、経費も最小限に抑えることができる。		愛媛県	松山市	第5次提案募集(平成19年9月)再提案 文部科学省 提案事項管理番号 1550010 厚生労働省		